

平成 17 年 6 月 6 日

各 位

株式会社カネボウ化粧品  
カネボウ株式会社

### 第三者割当増資、カネボウの主要株主等の異動、業務提携 及びカネボウの役員人事に関するお知らせ

株式会社カネボウ化粧品（以下 カネボウ化粧品）とカネボウ株式会社（以下 カネボウ）は、本日開催の両社取締役会において、平成 17 年 7 月下旬を目処に、カネボウが 200 億円の第三者割当増資（種類株式の発行）を実施し、カネボウ化粧品が全額引き受けることを決議しましたので、お知らせいたします。

両社は、株式会社産業再生機構（以下 再生機構）の支援の下、それぞれが独立して事業の再生に向けて取り組んできましたが、このたび、カネボウ化粧品がカネボウに出資することにより、カネボウ化粧品はカネボウの議決権付き株式について、37.9%を所有する筆頭株主となります。

「カネボウ」という共通のブランドを使用する両社は、今後、この資本提携を通し、より密接に連携し、ブランド戦略、特許などの知的財産権戦略、及び商品展開においてシナジーを発現させ、従来以上のスピードで企業価値の向上を図ってまいります。

なお、カネボウ化粧品によるカネボウへの出資に伴うカネボウの主要株主等の異動、両社の業務提携、及びカネボウの役員人事について、併せてお知らせいたします。

記

#### ・ 第三者割当増資

##### 1 . 種類株式発行要領 別紙のとおり

##### 2 . 第三者割当増資の理由及び資金の使途

###### （1）第三者割当増資の理由

カネボウの資本増強を図るとともに、カネボウ化粧品とカネボウの戦略的な提携関係を強化し、「カネボウ」という共通のブランドを使用する両社が化粧品を中心に「カネボウ」ブランドの価値を高め、円滑かつ迅速な事業再生を図るため、新株式の発行と引き受けを決定いたしました。

###### （2）資金使途

「事業再生計画」における再生プロセスの加速化に伴う必要資金、及びカネボウのホームプロダクツ、薬品、食品を中心とする消費財事業の強化に向けての投資に充当するとともに、自己資本を充実させる予定です。

### 3. 割当先（カネボウ化粧品）の概要

割当予定先の名称		株式会社カネボウ化粧品	
割当株数		C種類株式 62,500,000株	
払込金額		C種類株式 20,000,000,000円	
割当先の内容	住所	東京都港区虎ノ門5丁目11番2号	
	代表者の役職、氏名	代表執行役会長 余語 邦彦 代表執行役社長 知識 賢治	
	資本の額	125,450,000,000円	
	事業の内容	化粧品全般の開発、製造、販売 及び輸出入	
	大株主	普通株式 (株)産業再生機構 86,000,000株(86%) カネボウ(株) 14,000,000株(14%) A種類株式 (株)産業再生機構 15,000,000株	
カネボウとの関係	出資関係	カネボウが保有しているカネボウ化粧品の株式の数	普通株式 14,000,000株(14%)
		カネボウ化粧品が保有しているカネボウの株式の数	なし
	取引関係等		なし
	人事関係(平成17年3月31日現在)		カネボウ化粧品との兼務取締役(社外)1名、兼務代表執行役 1名

( )内の大株主の株式数の比率は、議決権の総数(個)を基準にして算出しています。  
なお、A種類株式については議決権は付されておられません。

### 4. 増資日程(平成17年6月6日現在)

平成17年6月29日	カネボウ定時株主総会
平成17年7月中旬(予定)	種類株式発行カネボウ取締役会決議
平成17年7月下旬(予定)	カネボウ化粧品払込期日
同上(予定)	カネボウ資本金増加日

上記のとおり株主総会の承認を得て発行を行う予定であります。

### ・カネボウの主要株主等の異動等

上記記載の第三者割当増資が実施された場合には、カネボウの主要株主等につき、以下のとおりの異動が起こるものと見込まれます。

#### 1. 主要株主及び親会社等の名称等

##### (1) 株式会社カネボウ化粧品

本店所在地 東京都港区虎ノ門5丁目11番2号

代表者の氏名 取締役兼代表執行役会長 余語 邦彦  
 資本の額 125,450,000,000 円  
 主な事業内容 化粧品全般の開発、製造、販売及び輸出入

(2) 株式会社産業再生機構

本店所在地 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号  
 代表者の氏名 取締役社長 斉藤 惇  
 資本の額 50,507,000,000 円  
 主な事業内容 事業の再生の支援

2. 異動前後における当該主要株主等の所有株式数・議決権の数、総株主の議決権の数に対する割合及び議決権のない株式として発行済株式総数から控除した株式数

	主要株主等の名称	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前(平成 17 年 3 月末) 1	カネボウ化粧品	0 個(0 株)	0%	—
	再生機構	526,315 個 (52,631,500 株)	51.3%	1 位
異動後(平成 17 年 7 月末)	カネボウ化粧品 3	625,000 個 (62,500,000 株)	37.9% 2	1 位
	再生機構	526,315 個 (52,631,500 株)	31.9% 2	2 位

- 1 平成 17 年 3 月末現在の議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 60,243,620 株
- 2 平成 17 年 3 月 31 日現在の議決権の総数に、当該増資による議決権数の増加を加算して算出しています。
- 3 上記 の 3 に記載のとおり、カネボウ化粧品の普通株式は再生機構 (86%) 及びカネボウ (14%) によって保有されています。

3. 異動の経緯

上記 記載の第三者割当増資により、カネボウ化粧品及び再生機構の所有株式数(議決権の数)及び総株主の議決権の数に対する割合が変更となります。

4. 当該異動の年月日

平成 17 年 7 月下旬(予定)

5. 今後の見通し

カネボウは、カネボウ化粧品からの出資を得て、同社との連携を深め、ブランド戦略や商品展開等でシナジーを発現し、企業価値の向上を図ってまいります。なお、本件第三者割当増資がカネボウの資本金、法定準備金、授權資本株式数及び発行済株式数に与える影響は次の通りです。

単位：百万円、株

	資本	資本準備金	利益準備金	授權資本株式数	発行済株式数
平成 17 年 3 月 31 日現在	百万円 25,099	百万円 24,999	百万円 802	株 2,000,000,000	株 163,915,057
第三者割当増 資により増加 する額	10,000	10,000	—	—	62,500,000
増資実施後	35,099	34,999	802	2,000,000,000	226,415,057

### ・業務提携に関する基本合意

カネボウ化粧品によるカネボウへの出資の決定にあたり、本日（6月6日）、業務提携に関する基本合意書を締結いたしました。

#### 1．業務提携の理由及び目的

カネボウ化粧品とカネボウは、業務提携を通じて、それぞれが保有する知的財産、人的・物的資産その他の経営資源を相互に積極的に有効活用することにより、カネボウグループ全体の恒久的な企業価値の最大化を図ることを目的としています。

#### 2．業務提携の内容

- (1) 各当事者が保有する商標、特許その他の知的財産の相互利用
- (2) 共同商品開発の実施
- (3) 共同研究開発の実施
- (4) 販路の相互利用
- (5) 共同販売促進活動の展開
- (6) 生産及び物流インフラの相互利用
- (7) 海外戦略の共同展開
- (8) 人材交流の促進

#### 3．業務提携当事者の概要

カネボウ化粧品の概要につきましては上記 I.3 をご参照下さい。

#### 4．業務提携の日程

平成 17 年 6 月 6 日 業務提携に関する基本合意書 締結

以後、提携内容の詳細事項決定がなされた場合、当該事項毎について個別業務提携契約を別途締結予定

## 5. 今後の見通し

業務提携により、ブランド戦略や商品展開等で両社がより密接に連携し、両社事業のより一層の競争力の強化を図ってまいります。

## ・カネボウの役員人事

カネボウは、去る5月31日に指名委員会で、本年6月29日に開催予定の定時株主総会に提案する取締役候補者を一旦、決定し、同日に公表しました。しかしながら、本日開催された指名委員会において、取締役候補者の一部を変更し、定時株主総会に提案する取締役候補者を改めて、次の通り決定しました。

[ ( ) 内は現職 ]

### 1. 取締役候補者

#### < 再任 >

取締役	中 嶋 章 義	( 取締役 兼 代表執行役会長 )
取締役	石 橋 康 哉	( 取締役 兼 執行役 )
社外取締役	下河邊 和 彦	( 社外取締役 )
社外取締役	片 山 龍太郎	( 社外取締役 )

#### < 新任 >

取締役	小 城 武 彦	( 代表執行役社長 )
取締役	吉 高 信	( 執行役専務 )
取締役	知 識 賢 治	( 株式会社カネボウ化粧品 取締役 兼 代表執行役社長 )
社外取締役	小 川 貴 司	( 株式会社産業再生機構 マネージングディレクター )
社外取締役	斉 藤 剛	( 株式会社産業再生機構 マネージングディレクター )

#### 変更した取締役候補者

### 2. 退任取締役

大 西 正一郎	( 社外取締役 )
松 岡 真 宏	( 社外取締役 )

## [ 参考 - 5月31日に公表した内容 ]

### 1. 取締役候補者

#### < 再任 >

取締役	中 嶋 章 義	( 取締役 兼 代表執行役会長 )
取締役	石 橋 康 哉	( 取締役 兼 執行役 )

社外取締役	下河邊 和彦	(社外取締役)
社外取締役	片山 龍太郎	(社外取締役)
社外取締役	大西 正一郎	(社外取締役)
社外取締役	松岡 真宏	(社外取締役)

< 新任 >

取締役	小城 武彦	(代表執行役社長)
取締役	吉高 信	(執行役専務)

## 2. 退任取締役

田中 啓行 (取締役兼執行役常務)

同氏は平成17年6月12日付で辞任予定

## 取締役候補者の略歴

知識 賢治 (ちしき けんじ) 昭和38年1月27日生

出身地 兵庫県

最終学歴 昭和60年 同志社大学法学部卒業

職歴 昭和60年 4月 カネボウ化粧品大阪第一北販売(株)入社  
 平成10年 2月 (株)リサーチ マーケティング部課長  
 平成10年 4月 (株)リサーチ 代表取締役  
 平成16年 3月 カネボウ(株)化粧品事業本部長  
 平成16年 5月 (株)カネボウ化粧品 取締役兼代表執行役社長  
 ・最高執行責任者(COO)  
 現在に至る

小川 貴司 (おがわ たかし) 昭和40年11月24日生

出身地 東京都

最終学歴 昭和63年 慶應義塾大学経済学部卒業

平成6年 ニューヨーク大学スターンスクール  
 経営大学院修了

職歴 昭和63年 4月 三井信託銀行(株) 入社  
 平成13年 1月 (株)コーポレートディレクションコンサルタント  
 平成15年 5月 (株)産業再生機構 マネージャー  
 平成16年 5月 (株)産業再生機構 マネージングディレクター  
 現在に至る

齊藤 剛 (さいとう たけし)	昭和41年10月29日生
出身地	千葉県
最終学歴	平成4年 東京工業大学工学修士 平成13年 カーネギーメロン大学理学修士
職歴	平成4年4月 (株)コーポレートディレクション入社 平成15年8月 (株)産業再生機構マネージャー 平成16年7月 (株)産業再生機構マネージングディレクター 平成16年11月 (株)オーシーシー 取締役(社外)就任 現在に至る

なお、取締役候補の小城武彦氏、吉高信氏の略歴については、去る5月31日に公表しておりますので、省略いたします。

### C 種類株式発行要領

1. 株式の種類・名称 カネボウ株式会社C 種類株式 (以下「C 種類株式」という。)
2. 発行株式数 C 種類株式 62,500,000 株
3. 発行価額 1 株につき 320 円
4. 発行価額の総額 20,000,000,000 円
5. 資本組入額 1 株につき 160 円
6. 資本組入額の総額 10,000,000,000 円
7. 払込期日 平成 17 年 7 月下旬 (予定)
8. 割当先および株式数  
第三者割当によるものとし、全株式を株式会社カネボウ化粧品に割り当てる。
9. 利益配当  
当社は C 種類株主及び C 種類登録質権者に対して利益配当及び中間配当を支払わない。
10. 残余財産の分配
  - (1)当社は、A 種優先残余財産分配金及び B 種優先残余財産分配金の分配後、残余する財産があるときは、普通株主及び普通登録質権者に対し、普通株式 1 株につき 500 円 (普通株式につき株式分割又は併合があった場合は適切に調整される。) を分配する。
  - (2)当社は、前号に基づく残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株主及び普通登録質権者並びに C 種類株主及び C 種類登録質権者に対し、同順位かつ平等の割合にて残余財産の分配を行う。
11. 議決権  
C 種類株主は株主総会において議決権を有する。
12. 消却  
当社は、いつでも商法第 211 条の 3 第 3 項に規定する額の範囲内で、普通株式、A 種類株式、B 種類株式及び C 種類株式のうち、いずれか一又は複数の種類の株式の一部又は全部を買受け又は消却することができる。なお、この場合において、買受けの対象となった種類の株式以外の株式の株主は、当社に対して自己の保有する買受けの対象となった種類の株式以外の株式の買受けを求めることはできない。
13. 転換予約権  
転換条件及び転換請求期間
  - (1)C 種類株主は、2006 年 10 月 1 日以降いつでも C 種類株式 1 株につき普通株式 1 株の割合 (以下「転換比率」という。) で普通株式への転換を請求することができる。
  - (2)合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本の減少又はその他当社の発行済み普通株式数が増加する事由が生じる場合、転換比率は取締役会が適切と判断する比率に変更される。
  - (3)C 種類株式の転換により発行すべき普通株式の数は、次のとおりとする。発行すべき普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは商法第 220 条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

$$\frac{\text{転換により発行すべき普通株式数}}{\text{C種類株主が転換請求のために提出したC種類株式数}} \times \text{転換比率}$$

14. 株式の併合又は分割、新株引受権等

- (1)当社は、株式の併合又は分割を行うときは、普通株式及びC種類株式ごとに、同時に同一の比率でこれを行う。
- (2)当社は、株主に新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権(以下「新株引受権等」という。)を与えるときは、普通株主には普通株式の新株引受権等を、C種類株主にはC種類株式の新株引受権等を、それぞれ同時に同一の割合で与えるものとする。

15. 期中転換があった場合の取扱い

C種類株式の転換請求により発行された普通株式に対する最初の利益配当金の計算については、転換請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年の3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなす。

(注)発行価額の決定の方法

発行価額については、カネボウの株式の市場価格、企業価値、発行株式の内容等を総合的に判断したうえ決定したものであります。

以 上